

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 短時間准正規職員就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という）に従事する短時間准正規職員の労働条件、待遇、服務規律その他就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定める服務および勤務条件に関する事項については、法律の改正および本会を取り巻く経営環境の変化その他の業務上の必要性により、職員の代表者の意見を聴いて、変更することがある。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会の業務に携わる短時間准正規職員に適用する。

2 この規則に定めのない事項については、通常の准正規職員に適用される就業規則の定めるところによる。

第2章 人 事

(採用)

第3条 短時間准正規職員の採用は、本会への就職希望者のうちから選考試験により決定するものとする。

(短時間准正規職員への転換)

第4条 准正規職員が短時間准正規職員制度の利用を希望し、かつ、本会が認めた場合には、短時間准正規職員として勤務させることができる。

2 短時間准正規職員制度の利用を希望する准正規職員は、所定の様式により申し出るものとする。

3 前項の規定による申出を本会が認めた場合、本会は、原則として申出日より3ヶ月以内に期日を指定して当該准正規職員を短時間准正規職員に転換させるものとする。

(准正規職員への転換)

第5条 短時間准正規職員が准正規職員になることを希望し、かつ、本会が認めた場合には、准正規職員として勤務させることができる。

2 准正規職員になることを希望する短時間准正規職員は、所定の様式により申し出るものとする。

- 3 前項の規定による申出を本会が認めた場合、本会は、原則として申出日より3ヶ月以内に期日を指定して当該短時間准正規職員を准正規職員に転換させるものとする。

第3章 勤務時間・休憩および休日等

(勤務時間および休憩)

第6条 毎月1日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は、1ヶ月を平均して原則30時間以上、40時間未満とする。

- 2 短時間准正規職員の始業・終業時間および休憩時間は准正規職員の規程に準じ、個別に定める。

(時間外勤務および休日勤務)

第7条 業務の都合上やむを得ない場合に、双方合意のもと、必要と認めた時のみ、早出・時間外・深夜、または休日に勤務をさせることがある。

(年次有給休暇)

第8条 短時間准正規職員の年次有給休暇は、労基法の範囲内で与える。

- 2 短時間准正規職員に付与する年次有給休暇の日数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項以外の事項については准正規職員就業規則に定める規定を準用する。

第4章 給与

(給与)

第9条 短時間正規職員の給与については、別途定める准正規職員給与規程および通勤手当に関する細則に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と、諸手当の全額を支給する。

- 2 前項の定めにかかわらず、期末一時金については、准正規職員の所定労働時間に対する、准短時間正規職員の所定労働時の割合に応じて支給する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
5日	217日～	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日